

南 僧 尾 里 づ くり 計 画

「ふれあいロマンの丘 みなみそうお」

平成 1 1 年 7 月 2 8 日

南 僧 尾 里 づ くり 協 議 会

I 地区の現況・目標・基本方針

(1) 地区の現況

- ① 計画対象地区は、平成9年11月15日に設立（市認定平成10年5月13日）された別図1の南僧尾里づくり協議会（南僧尾集落）の区域とする。
- ② 南僧尾集落は、北区淡河町の北西部に位置し、西部は三木市に隣接し、北部は北僧尾を経て吉川町に至る、また東部は北畑及び石峯寺のある神影と、南部は萩原・中村と隣接している。
- ③ 主要道路は、南北方向に国道428号が走っている。また南に隣接する萩原・中村には東西方向に山陽自動車道が走っているが、この交点に三宮・岡山間の高速バスの停留所が設置され、三宮方面への交通の便が少し改善されている。
- ④ 地区内には、西部にロータリーゴルフクラブが、東部に有馬ロイヤルゴルフ場がある。
- ⑤ 当地区の地形は丘陵部にあつて、生産基盤としての棚田は条件が悪く、畦畔での作業が危険な場所もみられる。また、通行に支障のあるカーブや狭い道路は地区全体に点在している。さらに、ため池の水質悪化や堤体の老朽化なども進んでいる。
- ⑥ 農家人口（201人）は集落人口（219人）の92％、農家戸数（42戸）は総世帯数（57戸）の74％と農家が大半を占めている。その構成は、専業農家1戸（2％）、第1種兼業農家7戸（17％）、第2種兼業農家34戸（81％）と第2種兼業農家が大半となっている。
- ⑦ 集落には神社仏閣（新善寺・観音堂、松尾神社・獅子舞発祥の宮、厳島神社・獅子舞奉納の宮、愛宕神社、慶福寺、高雲寺、長福寺、極楽寺）が多数存在し、観音堂は昭和48年3月県の指定文化財となっている。また、伝統的行事（秋祭り、獅子舞、盆踊り等）がある。
- ⑧ 集落面積（約180ha）に占める農地面積（37ha）の割合は20％と少ないが、これ以外は山林・原野・ゴルフ場等である。

⑨ 集落の農業生産についてみると、酒米「山田錦」，「菊」，「花はす」等の特産物があるが、大半が酒米を含む水稻である。

また、法人（1法人）による肉用牛や有機農業に取り組む農家（1戸）もあるが全体に農業は低調であり水田での生産調整に苦慮している。

⑩ 農地流動化の状況は、賃貸借が19,485㎡，使用貸借が1,169㎡で設定率は5.0%となっており、北区の平均4.1%を上回っている。

⑪ 集落としての営農においては、南僧尾農会が平成3年に構成員43名で農用地利用改善団体の認定を受けている。

⑫ 農業状況

（資料：農業センサス等）

	総世帯数 (戸)	総人口 (人)	専兼別農家数 (戸)				農家人口 (人)	農業従事状態世帯員数(男)			農業従事状態世帯員数(女)		
			総農家数	専業	第1種 兼業	第2種 兼業		自家農業のみ	自家農業が主で、兼業が従	自家農業が主で、兼業が主	自家農業のみ	自家農業が主で、兼業が従	自家農業が主で、兼業が主
85年	58	243	44	4	12	28	206	20	9	41	43	4	17
90年	54	238	43	5	5	33	207	24	5	36	50	1	16
95年	57	219	42	1	7	34	201	15	6	49	36	1	1

	経営耕地面積 (a)				主要作物別収穫面積 (a)				家畜飼育戸数・頭数			
	合計	田	畑	樹園地	稲	野菜	花	飼料作物	乳用牛戸数	牛頭数	肉用牛戸数	牛頭数
85年	3,993	3,926	25	42	3,449	125	161	-	-	-	3	3
90年	4,133	4,130	3	-	2,716	161	193	-	-	-	3	4
95年	3,679	3,659	20	-	3,142	71	190	-	-	-	2	2

(2) 集落整備の目標

住みよい生活環境及び合理的な生産環境の整備を目標に、埋立を伴うほ場整備（対象区域70.4ha）を推進し、一体的な整備を図る。

また、地域活性化のキャッチフレーズを

「ふれあいロマンの丘 みなみそうお」

—— みんなで考える住みよい里づくり —— とする。

(3) 基本方針

農業振興および地域活性化の基本方針を次の5項目とする。

1) 農業振興と都市・農村交流

① 農業の振興

農業振興に当たっては、担い手の確保対策、特産物の振興、基盤整備などが必要である。また、国道428号線沿いに農産物直売所を設置する。

② 都市・農村交流

都市近郊の有利な立地条件を活用し、貸農園、いも掘り、コスモス等の花摘み園の設置等都市・農村の交流を積極的に推進する。

2) 生活文化の振興

① 教育・文化の推進

地域の伝統文化や文化財の保全を図るとともに秋祭り・盆踊り等の伝統行事の伝承を図り地域の活性化を推進する。また、小中学校における週休2日制に対応して、学童体験農園の設置等を進める。

② あたたかい地域づくりに当たっては、高齢者生きがい対策、高齢者と子供の交流を図るなどの福祉・医療、生活環境の整備を推進する。

3) 人と自然との共生

埋立を伴うほ場整備の実施に際しては、防風林を残す等極力自然保護とその再生に努める。また、河川改修においても単に人工的な排水路としないようにする。

4) 土地利用計画の策定

ほ場整備事業の実施の中で適切な非農用地の設定を進める。

5) 地域づくり組織の育成

「ふれあいロマンの丘 みなみそうお」

—— みんなで考える住みよい里づくり ——

のキャッチフレーズのもとで、農業振興と都市・農村交流、生活文化の振興、人と自然との共生、土地利用計画の策定等を推進するに当たっては、南僧尾里づくり協議会の活動を強化し、人材の育成に努める。

II 里づくり計画

1 農業振興計画

(1) 生産基盤の整備

地域の活性化を図るため、生活になじんだ棚田、道路、ため池ではあるが、生産基盤・生活基盤整備という点からほ場整備事業実施に向けて取り組む。

また、ほ場整備区域内には地すべり箇所が点在するため、設計施工には特に注意する。

《ほ場整備事業計画の概要》

関係戸数 57戸

工期 平成11年～平成15年

対象面積 70.4ha 耕区53.5ha（田 46.7ha, 畑 6.8ha）

(2) 地域の営農対策

平成9年12月に実施したアンケート調査の「農業経営の継続性」では、20年位は全く心配していない（11.1%）、10年位は心配していない（31.1%）、5年位は大丈夫（33.3%）、今すぐにでもやめたい（6.7%）というように長期的には農業経営の継続が厳しい状況となっているので、ほ場整備後をにらんで、将来の地域の担い手づくりに取り組む。

平成10年7月に実施したアンケート調査の「将来の地域営農のスタイル」として、第1位が担い手育成タイプ（31.7%）、第2位が機械共同オペレーター作業方式（29.3%）、第3位が「集落」農場タイプ（19.5%）であり、意向がかなり分散しているが、将来の担い手不足に対応して必要な集落営農の推進と、この一環として共同農機具庫用地を確保していく必要がある。このため、集落農用地及び機械の共同利用・オペレーターの確保等について検討し、集落営農組織の設立を目指す。

(3) 特産物の振興と直売所の設置

地域の特産物として、酒米「山田錦」（20.7ha）、美味しい米「コシヒカリ」（1.8ha）、花はす（1.2ha）、菊（1.2ha）の生産拡大を図る。また、営農組織として生産が可能な転作作物や特産物の育成を図る。

生産調整への対応や、ほ場整備事業後を展望した営農体制を確立し、この中で、新たな品目を導入し、「おらが村の特産物」として位置づける。

農産物直売所にかかるアンケート調査では、何らかのかたちで農産物の直売にかかわってもよいと思っている農家が半数以上あり、農産物の出荷希望も20戸を越えている。この農家を組織化し、農産物直売所を国道428号線の沿線に設置する。また、この供給量の確保のため生産・出荷体制を検討

するとともに、消費者との交流活動を計画する。

(4) 畑地利用対策

ほ場整備事業によって取り込まれる山林・原野等については、畑地に換地されることになりその面積も多く農地管理にも限界が生じることが予想されるので、現段階から花はす、観光いも掘り・観光果樹園・体験農園・市民農園等の用地としての利用及び栽培作物の検討を進める。

(5) 土づくり対策

ほ場整備後における土づくりを推進し、安定的営農体制を確立するため、現段階から地域の牧場で生産される品質の優れた堆肥の施用について集落全体で取り組めるように検討する。



集落点検の様子
(公会堂にて)



南僧尾集落風景

2 環境整備計画

(1) 下水道整備

当集落の下水道整備は北僧尾と一体となって平成14年度着手を予定し、平成8年9月16日付けで、集落排水施設管理組合を設立している。この事業を推進するため、処理場の設置場所等を含めた両集落の調整と早期問題解決を目指す。

《集落排水事業の概要》

関係戸数 145戸（南僧尾59戸，北僧尾86戸）

予定工期 平成14年～平成17年

(2) 防火用水とポケットパークの設置

ほ場整備の実施に伴い防火用水を兼ねていたため池が埋立られるので、これの代替えとして6ヶ所に防火用水を配置し、環境に配慮したポケットパークの整備を進める。また、緊急時利用可能なパイプライン用水を利用した「消火栓」の設置を検討する。

(3) 生活道路の整備

ほ場整備事業によって農道及び集落内生活道路が整備されてくるが、地元アンケート調査結果に基づき、ほ場整備事業の中で行原南僧尾幹線市道用地（幅員8m）を確保する。

(4) 高齢者生きがい対策

盆栽菊，野菜・花，漬物，わら細工，竹細工等の栽培・加工技術を伝承する。

(5) 地域の諸行事

本年4月に諸行事を含めた「生活慣習・行事に関する意向調査」を実施し、調査内容をとりまとめたところであり、今後これら諸行事の遂行方法について協議・改善を図る。

(6) 生活文化の振興

1) 教育・文化の推進

地域の伝統文化や秋祭り・盆踊り等の伝統行事の伝承を図り地域の活性化を推進する。

また、小中学校における週休2日制に対応して、学童体験農園の設置等を行う。

2) 情報・通信網の確立

現在あるテレビの共聴システム（テレビ受信組合）を活用して公会堂を基地とする会議・諸事業等の案内やビデオ放映等おらが村のチャンネル設置を推進する。

3) あたたかい地域づくりに当たっては、福祉・医療、生活環境の整備等が必要である。

具体的には高齢者生きがい対策、ゴミ対策、高齢者と子供の交流等を図る。
また、犬・猫の飼育マナーを徹底する。

4) 余暇活動の推進

先の意向調査で、現在参加している余暇は、第1位はグランドゴルフ、第2位は旅行会、第3位はゲートボール、第4位ははすの栽培となっている。

一方、現在は参加していないが、関心があるものとして、第1位は料理、第2位は旅行会、第3位はカラオケ、第4位はパソコン・インターネット、第5位は直売部会等となっている状況から、今後も余暇活動（飲む会、語る会）の活発化を図る。（余暇活動に関する集計結果は別表のとおり。）

3 土地利用計画

(1) 農村用途区域

「都市計画法」の線引きにおいては、集落全域が市街化調整区域に指定され、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域に指定されている。また、市においては、市内の農業・農村地域を「人と自然との共生ゾーン」と位置付け、農業の振興や農村の活性化とあわせ、市民相互のふれあいを進めるため、平成8年4月に「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」が制定され、当地区の全域が、共生ゾーン区域に指定されている。

また、平成11年2月15日付けで当初農村用途区域として農業保全区域と環境保全区域の2区域に指定されている。

農業保全区域：優良農地のまとまりを中心として散居家屋等を含めて指定しているが、今回区域指定の変更計画はない。

環境保全区域：里山を主体として指定しているが、今回区域指定の変更計画はない。

集落居住区域：当面区域指定の計画はないが、今後、将来のあり方の検討を続ける。

特定用途区域：当面区域指定の計画はない。

(2) 個別的土地利用

ほ場整備及びほ場整備外の地区内共同施設用地等として、別図2の土地利用を計画する。

1) ほ場整備区域内

- ① 行原南僧尾幹線市道（幅員 8 m）
- ② 公会堂前共同駐車場（約3,000 m²）
- ③ 新善寺横共同駐車場（約 1,500m²）
- ④ 自宅の拡張（3ヶ所 約 1,200m²）
- ⑤ 分家住宅団地(3団地10戸= 約 5,000m²)
- ⑥ 農業共同利用施設・多目的広場（約 5,000m²）
- ⑦ 防火用水槽(150～ 200m²×6ヶ所=約 1,200m²)
- ⑧ 農舎(200m²×24ヶ所= 約 4,800m²)
- ⑨ 墓地用地（約 1,500m²）
- ⑩ 寺用共同駐車場(4ヶ所= 約 1,900m²)
- ⑪ 資材置場(5ヶ所= 約 3,000m²)
- ⑫ 修理工場(1ヶ所= 約 1,000m²)

2) ほ場整備区域外

- ① 集落排水施設用地（約 1,000m²）
- ② 農産物直売施設（約 400m²）

(3) 土地利用における申し合わせ事項

地区内で開発的な土地利用を計画する場合は、必ず「里づくり協議会」に申し出ることとし、その開発的な行為が景観に配慮したものとなるように努めるようにする。



土地利用構想策定作業の様子
(公会堂にて)

4 景観の保全及び形成に関する計画

集落には近隣する石峯寺の影響からか神社仏閣（新善寺・観音堂，松尾神社・獅子舞発祥の宮，厳島神社・獅子舞奉納の宮，愛宕神社，慶福寺，高雲寺，長福寺，極楽寺）が多数存在している。

公会堂（お宮）と新善寺・観音堂(昭和48年3月9日 贈答化財)及び，その周辺は，地区住民がもっとも重視する場所として強く認識されている。また，棚田，表情のある道，ため池，景観木など，美しい農村景観と豊かな生物相に恵まれてきたが，このたびのほ場整備事業によって地形が大きく変わることが予想されるので，下記の景観保全・形成を図る。

(1) 農村景観

埋立を伴うほ場整備後を見越した田園景観の創出として防風林としての周辺山林の保全や柿の木等の移植等を実施する。また，ほ場整備の完成時には，「完成記念樹」を数種類選択して，集落全体に植樹し，自然景観を保持する。例として，松通り，桜通り，柿通り 等

(2) 自然景観

1) ほ場整備によりなくなる生き物の育成保護対策

地域に自生する野草（えびね・ほととぎす・笹ゆり・わらび）及び，筍・山椒を移植等によって育成・保護に取り組む。

(3) 歴史的景観

観音堂等いたみのひどい歴史的建造物を保全するとともにその歴史由来等を調査し，活用する。このため史実報告書及びマップの作成と標識の設置等を検討する。

5 市街地との交流に関する計画

(1) 都市と農村との交流

都市近郊の有利な立地条件を活用し，都市・農村交流を積極的に推進する。

1) 農産物直売所

地域活性化のため，国道428号線沿いに農産物直売所を設置して，「おらが村の特産物」を販売していく。このための運営組織を設置する。

2) 貸農園，いも掘り，コスモス等の花摘み園，観光果樹園等の設置などを検討する。

3) 標示看板の作成及び取り付け



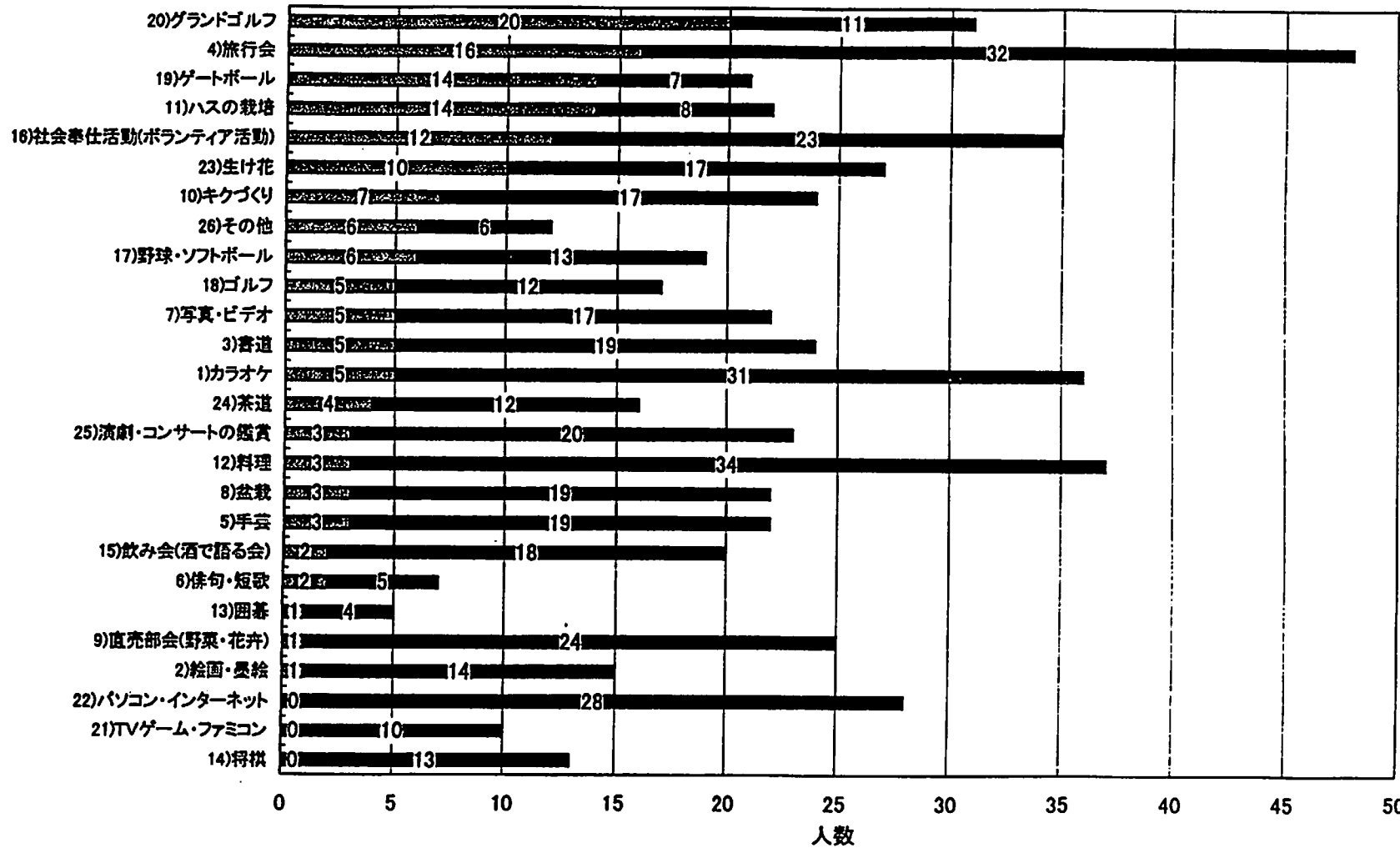
県指定文化財
南僧尾観音堂



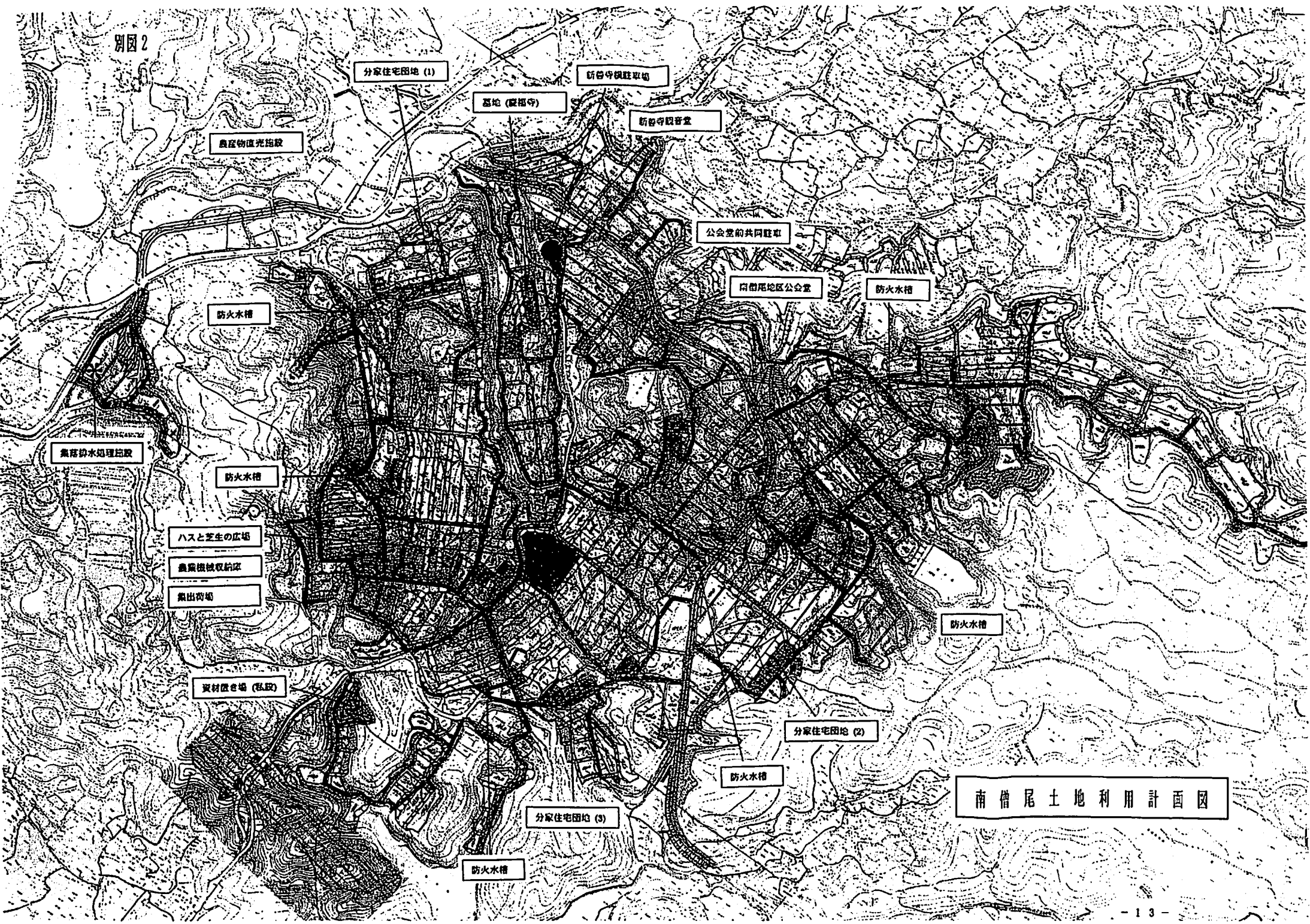
花はす・極楽寺

余暇活動に関する集計結果

(平成11年4月実施)



■すでに加入している ■加入していない-関心ある



南備尾土地利用計画図